

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)(抄)

改 正 案	現 行
<p>(公共の用に供する施設等) 第五十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 国、地方公共団体、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む者が、同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設</p> <p>4 6 略</p>	<p>(公共の用に供する施設等) 第五十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 国、地方公共団体又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者が同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設</p> <p>4 6 略</p>